一般財団法人 くまもとSDGs 推進財団 2023 年度第2回臨時理事会議事録

当財団定款第48条第1項に基づき次のとおり、議事録を作成する。

1.	開催日時	2023年12月23日	土曜日 16:20 ~17:40	
2.会場 財団事務所(熊本県商工会館内)				
	職	氏名	出席確認欄	備考
	代表理事	徳永伸介	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
	副理事長	西原明優	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	原 育美	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
3	理事	藤田可奈子	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
出	理事	山口久臣	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
席	理事	明石祥子	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
者	理事	成尾雅貴	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	大森真樹	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
	監事	福井雄一郎	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
	監事	矢田智之	出席 ・ WEB 出席 ・ 欠席	
	(本日出席	5人/8人)定足	 数は理事の過半数(定款第45条)	
1	=羊目苔5左			

△ 議題等

第1号議案:2023年度下期計画(案) 第2号議案:2023年度下期補正予算(案)

第3号議案:審査委員の選任

その他:

5.配布資料

・2023 年度第2回臨時理事会議案書

6. 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

定款第45条では、「理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。」とあるが、今回の臨時理事会は、WEBを含め理事9名のうち5名が出席をしていることから、定足数を満たし成立することを確認した。

(2) 開会

代表理事徳永伸介が開会を宣言した。

(3) 議事及び議事録署名について

定款第44条の規定に基づき議長は代表理事が務める。 議事録署名人はまた定款第48条の規定に基づき、代表理事及び監事と し、議案の審議に移った。

○審議事項

第1号議案 2023年度下期計画(案)

徳永代表理事より下半期の事業について、「豊かで災害に強いふるさとの森づくり基金」以外の事業については、次年度以降に予算が動く事業と修正されたため、ゼロ予算に変更して補正予算を諮りたいとの説明があった。 その後事業実施責任者である原理事より議案書に基づき「豊かで災害に強いふ

その後事業実施責任者である原理事より議案書に基づき「豊かで災害に強いふるさとの森づくり基金」についての説明が行われた。

成尾理事より助成事業費 210 万円の1団体当たりの助成額などは決められているかと質問があり、原理事より熊本県に補助を受けている団体等を考慮する必要があり現在検討中との回答があった。

また3月20日シンポジウムの内容とパネリスト謝金支払について質疑があり、助成団体の代表がパネリストになるのであれば、助成応募要領の中にシンポジウム等に参加し報告することを条件として組み入れることで、支払業務の簡素化と費用削減につながるので、検討してはどうかとの意見がなされた。また今回原理事が寄付の90%以上を占めているという状況なので審査会に参加し意見を述べる必要はないかとの意見がなされた。

それに対し、原理事より公平に審査してもらいたいと考えている旨の発言があった。

また詳細については事業実施責任者に一任することとなり、その後採決に移り、**全会一致で了承された**。

第2号議案 2023年度下期補正予算(案)

議案書2に基づき、徳永代表理事より説明が行われた。 豊かで災害に強いふるさとの森づくり基金の補正予算について経常収益の中の 受取寄付金2310千円→2300千円に訂正の説明があった。

矢田監事より、ふるさとの森基金が動き始めたことは良いことだが、当初の予算との乖離についての重大性をどのように考えているのかとの指摘があった。また財団としての継続性をどのように考えるか、当初計画に問題がなかったのか、過程において問題がなかったのか、説明ができるようにしてほしいとの意見があった。

これに対して成尾理事より、代表理事交代の引継ぎが十分にできていなかったこと、執行役員の経験不足、定款規約等の理解不足などによりこのような状況になっていることについて、前代表理事として反省しており、次年度についてはその他の事業実施計画についても3月の理事会に諮り、本年度内にしっかりと定め、一理事として実現可能性について検討し進めていきたいとの発言があった。

また徳永代表理事より、それぞれの事業について計画が立てられなかったことについて責任を感じており、業務執行に関して担当理事と整理を行ったうえで説明責任を行っていきたい。皆様のお力をお貸しいただきたいとの発言があった。

その後採決し、全会一致で了承された。

第3号議案 審査委員の選任

議案書3により説明が行われた。 高木氏については匿名でなくても問題ないとの承諾をもらっている。

成尾理事より、審査員に委嘱する際、(委嘱に際しては)費用は発生しない、あくまでも審査会に出席いただいた場合に謝金が支払われる旨を誤解の無いよう説明してもらいたいとの発言があった。

採決の結果全会一致で了承された。

その他

1. 今後の執行役員会、理事会の予定について

徳永代表理事より資料に基づき説明が行われた。

2. 財団管理業務の更新について

成尾理事より、(株) あえるの代表取締役として下記の発言があった。 財団の管理業務を受託しているが、その契約期間は毎年3月末日までとなっていて、双方申し出なき場合、同じ条件で自動更新となっている。これについて、先般の執行役員会にて、皆様の協議の結果、管理体制は変わらないとのことだったが、改めて契約書を確認したところ、自動更新の前提は、3か月前までに双方の意思に変更がなければ、という内容になっている。つまり12月末日が期限となっている。執行役員の中で色々意見があっていると伺っているので、このことを共有したうえで、ご判断いただきたい。

3. 事業計画について

山口理事より、自身が担当する事業について具体的に進めていけなかったことについて反省している旨の発言があり、コミュニティ財団として力を発揮していくためには財団としての資金調達が重要で、そのためには事業の連鎖をさせていく必要がある。

そのことを理事間でしっかり協議していきたいとの意見があった。

原理事より財団の設立に関わっていただいた方に現在の財団の活動状況を報告し、課題解決に努力していくのでマンスリーサポーターをお願いしてはどうかとの意見があった。

4. その他

福井監事より現在の任期終了後は監事を退任する意向であること、理由としてはあまり長い間一人の人間が携わるのは好ましくないと考えるためであり、自身退任後の推薦などを行う予定がないこと、任期まではしっかりと役割を果たしていく旨の発言があった。

矢田監事も同様に考えているとの発言があった。

議事録署名

定款第48条第2項に基づき、出席者代表理事及び監事が、記名押印する。

署名欄 代表理事

監 事

監 事